

ネットとうほく2017(検)第2号-3  
2019年(令和元年)11月28日

〒989-3121  
仙台市青葉区郷六字大森2-1  
公益財団法人アタラクシア 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40  
ブライトシティ柏木702号室  
内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 再照会書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)からの本年8月8日付申入書に対して、本年10月8日付で回答書をいただき、ありがとうございました。以下の項目については、当団体からの問題提起をお受けいただいたものと認識いたしました。

### 記

#### ○一般墓地について

墓地管理料 既納の管理料のうち、放棄日に属する年度以外の未経過分を返還する。

#### ○有期限墓について

- ・ 墓石使用料に該当する部分

墓石設置前で墓石彫刻がなされていない場合は、既納の墓石使用料部分の全額を返還する。

- ・ 墓石管理料に該当する部分

既納の管理料のうち、放棄日に属する年度以外の未経過分を返還する。

その一方で、一般墓地、やすらぎの碑、有期限墓地のいずれについても「使用契約から3年を経過しない期間で、墓石等の設備や納骨をしていない場合は既納の使用料の半額を返還する」とされている点については、十分な改正がなされたといえるか疑問が残りますので、本書面をもって改めて以下の通り照会をいたします。

## 1 照会の趣旨

貴社が改定を予定している、「既納の使用料の半額を返還する」との案は「実損填補を基本とした額」という観点からは、なお高額であるように思料されますがいかがでしょうか。貴社のご見解が、改正案における手数料が決して高額なものではないというものであれば、その根拠をお示し願います。

## 2 照会の理由

- (1) 貴社の上記改正案は、厚生労働省「墓地経営・管理の指針等について(平成12年12月6日生衛発第1764号)」に添付されている「墓地使用に関する標準契約約款」(<https://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0413-2.html>)に、「契約成立後○日以内に契約を解約する場合に限り、当該使用料の○割に相当する額を返還する」(第8条第2項)との例示がなされているのを参考にしたものと思われまます。その意味で、貴社の従前の規定に比べて前向きな対応をいただいたものであることは理解できます。
- (2) しかし、当団体からの前回の申入書でも指摘したとおり、霊園の運営においては「事業型墓地の公共性」を踏まえた「利用者保護の観点」や「実質的に何ら墓地を使用していない場合においてまで高額な負担を全額負わせることは妥当ではない」との上記標準契約約款の趣旨を踏まえ、解約に伴う手数料は実損填補を基本とした額を定めるのが相当と考えられます。このような観点から、当団体は、あるべき規定の例として、「墓所に墓石の設置を行っておらず、かつ焼骨を埋蔵していない場合においては、使用者が既に納付している使用料から解約に伴う手数料を引いた額を返還する」との案を提示しておりました。
- (3) 上記の当団体提示の文案に比べると、貴社が改定を予定している「既納の使用料の半額を返還する」との案は、「実損填補を基本とした額」という観点からは、なお高額であるように思料されます。そこで、貴社のご見解が、改正案における手数料が決して高額なものではないというものであれば、その根拠をお示しいただきたく、本照会に及びました。

以上の事項に対する貴社のお考えについて、ご回答をいただきたく存じます。つきましては、本書面到着後2ヶ月以内を目処に、上記連絡先宛に文書にて回答をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表及び今後の進め方については、初回お送りした「公表ルール」に沿って対応させていただきますことを申し添えます。

以上